

互助組合(現職組合員)事業一覧表

互助組合
(082) 228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業として令和8年4月1日現在で次の給付事業・貸付事業・福祉事業を実施します。また、文化振興を目的とする公益事業も実施します。(公益事業については互助組合ホームページ (<https://www.gojo.or.jp>))

〈給付事業〉

■ 自動給付

■ 請求払(共済組合へ請求)

■ 請求払(互助組合へ請求)

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類
病気 負傷	医療給付金 ■	組合員が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済組合給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	家族療養費 ■	組合員の被扶養者が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済組合給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	傷病手当金 ■	組合員が、共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ50,000円	●⑤傷病手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	治療見舞金 ■	組合員が、次の臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき ○人工肛門、人工膀胱及び心臓人工弁の装着 ○心臓ペースメーカーの施術時 ○慢性腎疾患による人工透析 ○血友病及び原発性肺高血圧症の治療	年額50,000円	◎⑤治療見舞金請求書 ●医師の証明
出産	出産手当金 ■	組合員又は被扶養配偶者が、出産したとき	1児につき10,000円	(様式第62号又は第62号の2) ●⑤出産手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
介護休暇	介護休業手当金 ■	組合員が、介護休暇を取得したとき	該当年度の4月1日時点での年齢が、 45歳未満の組合員:日額5,000円 45歳以上の組合員:日額7,000円 介護休業手当金の給付終了の翌日～通算120日まで給付	◎⑤介護休業手当金請求書 ●出勤簿・休暇簿の写し
退会	退会給付金 ■	組合員が、退職(組合員資格を喪失又は共済組合員等番号が変更)したとき (互助組合に加入するものであって、「県費負担職員のうち正規職員」、「広島市費職員」、「広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員・会計年度任用職員(会計年度フル13月目以降)」の場合に提出)	次の①から③までの合計額 ①特別退職給付金 平成16年3月までに納付した一般掛金(給料月額10/1000)の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額(平成16年3月31日時点で算定した額)の9割 ②生涯福祉給付金 組合員期間中に納入した生涯福祉掛金(給料月額2/1000)の総額 ③特別返還金 組合員期間中に納入した退職医療掛金(給料月額2/1000)の総額	◎⑤退会給付金請求書 ※ 新たに給付金受取口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付
死亡	死亡弔慰金 ■	組合員が、死亡したとき	1,000,000円	●⑤死亡弔慰金請求書 ●死亡の事実を確認できる書類 ●遺族の続柄を確認できる書類 ●⑤退会給付金請求書(上欄「退会」と同手続)
	家族死亡弔慰金 ■	組合員の被扶養者が、死亡したとき	被扶養配偶者300,000円 その他の被扶養者20,000円	●⑤家族死亡弔慰金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	遺児英資金 ■	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児があるとき	(毎年度給付) 該当年度の3月31日時点での遺児の年齢が、 0歳から12歳 年額 60,000円 13歳から15歳 年額 96,000円 16歳から18歳 年額 168,000円	初年度 ●遺児育英資金受給申請書 ●遺族確認書 ●在学証明書 次年度以降 ●現況報告書

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類
災害	災害見舞金 ■	組合員が、共済組合から災害見舞金の給付を受けたとき	共済組合からの災害見舞金が、 標準報酬月額3月分するとき 300,000円 標準報酬月額2～2.5月分するとき 180,000円 標準報酬月額0.5～1.5月分するとき 60,000円	●㊤災害見舞金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
		組合員が、水震火災その他非常災害により、住居若しくは家財の5分の1以上の損害を受けたとき又は平屋建の家屋で床上浸水を受けたとき	30,000円	

〈福祉事業〉

■ 自動給付

■ 請求払(互助組合へ請求)

事業名	事業内容	主な必要書類
リフレッシュ給付金 ■	該当年度の4月1日において、次の年齢に該当する組合員に30,000円を支給します。(7月末頃の送金を予定しています。) 【該当年齢】30歳 40歳 45歳 50歳 54歳 59歳 ※ 任用期間に定めのある組合員は除きます。	※自動給付
生活習慣病予防健診(人間ドック) ■	公立学校共済組合広島支部が実施する「指定年齢健診」及び「シニア普通ドック」の費用のうち5,000円を助成します。	共済組合へ受診申込 (互助組合への手続は不要)
シニア普通ドック助成 ■	(共済組合員でない 互助 組合員が対象) シニア普通ドック助成事業として、健診費用の8割を助成します。	◎シニア普通ドック助成金請求書(共済組合員は、手続不要)
被扶養配偶者人間ドック ■	該当年度中に次の年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用のうち30,000円を限度として助成します。 【該当年齢】40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 ※ 人間ドック健診費用(オプション検査は除く。)が30,000円を超えている場合に限り助成します。	◎被扶養配偶者人間ドック助成金請求書 ●健診費用の領収書
福利厚生助成 ■	へき地校等に勤務している組合員に図書カード(2,000円券)を配付します。	
長期療養者見舞金 ■	傷病のため3ヶ月以上病気休暇、療養又は休職している組合員に10,000円の見舞金を給付します。 ※ 病気休職等期間中かつ1会計年度中につき1回の給付です。	◎㊤長期療養者見舞金請求書
義肢等製作費助成 ■	組合員が、傷病等により次の補装具を装着した時の購入費用、又は修繕費用を1会計年度につき100,000円まで実費の範囲内で助成します。 【対象となる補装具】 義手、義足、義眼、車椅子、松葉杖、人工乳房	◎㊤義肢等制作費助成請求書 ●補装具の領収書 ●地方公共団体から助成があった場合は、その事実を明記した書類
育児サポート事業 ■	組合員及び配偶者(被扶養者であることを要しない)が出産したときに、安心して子育てができるよう月刊育児誌「赤ちゃん!」を1年間(12冊)及び初回時に「お医者さんにかかるまでに」1冊を送付します。 ※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方のみが対象となります。	◎育児サポート事業申請書 ●出産したことを証明する書類
普及事業	(公立学校共済組合広島支部と共催)	

※ ◎印については、互助組合ホームページ(<https://www.gojo.or.jp>)からダウンロードしてください。